

令和 5 年

第 1 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

閲覧用



付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）	別 冊
2	令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別 冊
3	令和4年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）	
4	令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
5	令和4年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
6	令和4年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）	
7	人権擁護委員の候補者の推薦について	
8	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3
9	字の区域変更について	5
10	北薩広域行政事務組合理約の変更について	8
11	阿久根市個人情報保護法施行条例の制定について	10

1 2	阿久根市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
1 3	阿久根市条例の読点の表記を改める条例の制定について	1 7
1 4	阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
1 5	阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	2 1
1 6	阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	4 5
1 7	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 8
1 8	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
1 9	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
2 0	阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について	5 9
2 1	阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について	6 2
2 2	阿久根市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	6 4
2 3	阿久根市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	6 6
2 4	阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 8

25	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	72
26	阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	74
27	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	76
28	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	78
29	阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について	81
30	令和5年度阿久根市一般会計予算	別冊
31	令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別冊
32	令和5年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
33	令和5年度阿久根市介護保険特別会計予算	
34	令和5年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
35	令和5年度阿久根市水道事業会計予算	



議案第7号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	磯 畑 仁 美
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員 飛松博之氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるので、その後任として磯畑仁美氏を推薦しようとするものである。

議案第7号参考

磯 畑 仁 美 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※

令和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※



議案第 8 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を，固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※※
氏 名	林 健太郎
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 林 健太郎 氏が令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので，更に同氏を選任しようとするものである。



議案第 9 号

字の区域変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

県営経営体育成基盤整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区（桑原城下地区）のほ場整備に伴い、字の区域の変更をしようとするものである。

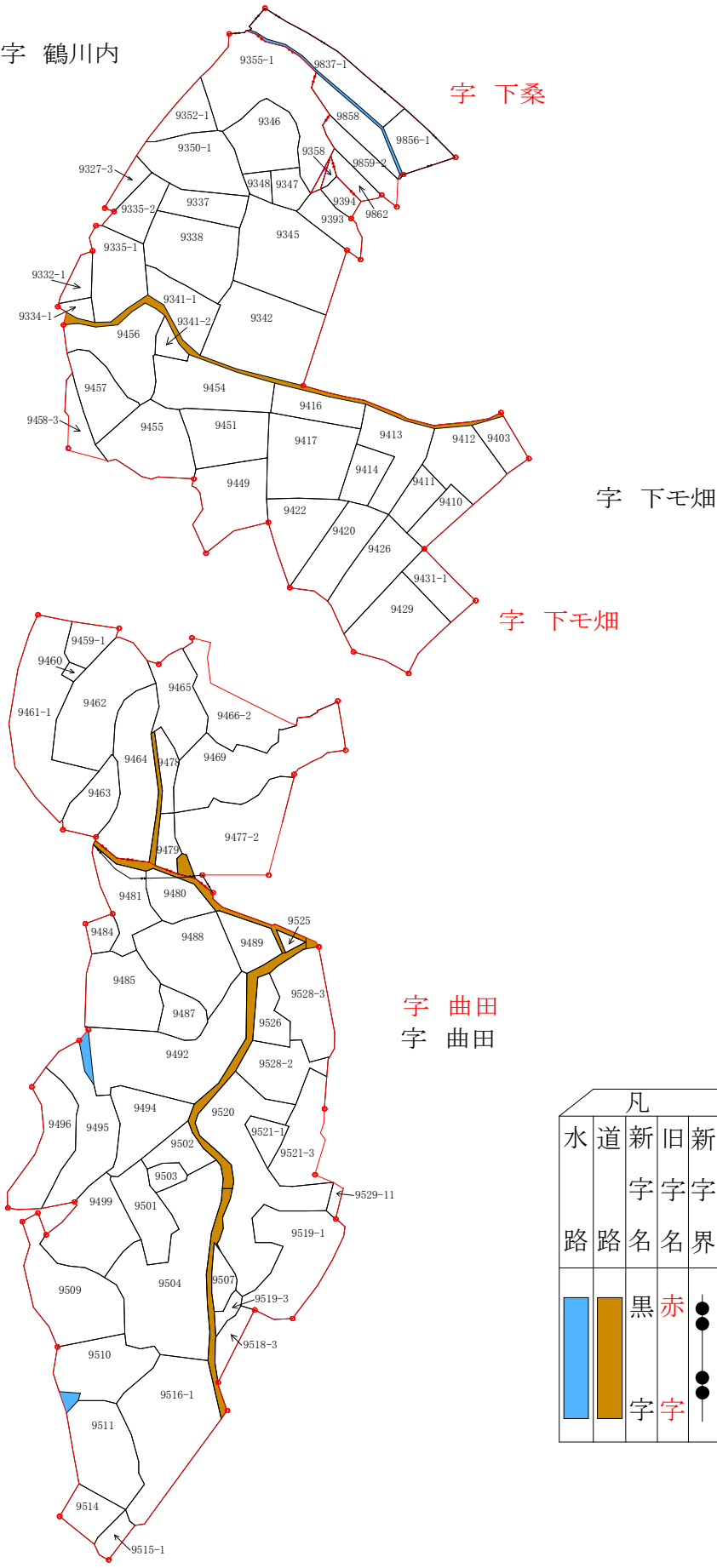
(別紙)

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域		
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番
鶴川内	下モ畑	鶴川内	下 桑	9837の1, 9856の1, 9858, 9859の2 及び9862
				上記の区域に隣接介在する水路である市 有地の全部
	曲 田		9480の一部及び9481の一部	
			上記の区域に隣接する道路である市有地 の全部	
曲 田	下モ畑	9477の2の一部		
		上記の区域に隣接する道路である市有地 の全部		

県営経営体育成基盤整備事業（中山間地域型）  
桑原城下地区 字の区域変更図

阿久根南部地区

阿久根市 大字 鶴川内



凡		例				
水道	新	旧	新	旧	地名	
路	字	字	字	字	区	
路	名	名	界	界	界	
路	名	名	界	界	界	
		黒	赤	●	●	記
		字	字	●	●	
				○	○	号
				○	○	

## 議案第10号

### 北薩広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、北薩広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

阿久根市長 西 平 良 将

### 提案理由

北薩広域行政事務組合の地方債元金の完済に伴い、経費の支弁の方法を変更しようとするものである。

(別紙)

北薩広域行政事務組合理約の一部を改正する規約

北薩広域行政事務組合理約（昭和58年指令地第3号許可）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表中

「

(8) 平成24年度以前に設置した施設の設置に関する公債費（次号に掲げるものを除く。）	阿久根市 出水市 長島町	ア 基本割 20パーセント 阿久根市 6分の1 出水市 6分の3 長島町 6分の2 イ 人口割 80パーセント (最近の国勢調査による人口)
(9) 平成24年度以前に設置した施設（粗大ごみ処理施設を除くリサイクル推進施設に限る。）の設置に関する公債費	出水市 長島町	ア 基本割 20パーセント 出水市 5分の3 長島町 5分の2 イ 人口割 80パーセント (最近の国勢調査による人口)
(10) 公債費（前2号に掲げるものを除く。）及びその他の経費	阿久根市 出水市 長島町	ア 均等割 10パーセント 阿久根市 3分の1 出水市 3分の1 長島町 3分の1 イ 人口割 90パーセント (最近の国勢調査による人口)

を

「

(8) 公債費及びその他の経費	阿久根市 出水市 長島町	ア 均等割 10パーセント 阿久根市 3分の1 出水市 3分の1 長島町 3分の1 イ 人口割 90パーセント (最近の国勢調査による人口)
-----------------	--------------------	---

に

改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

阿久根市個人情報保護法施行条例の制定について

阿久根市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）が改正され、地方公共団体の個人情報の取扱いについて同法が直接適用されることから、法律の施行に関し必要な事項を定める等のため、この条例を制定しようとするものである。



(別紙)

## 阿久根市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求により文書又は図画の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録の複写を含む。）の交付を受けようとする者は、実施機関が定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、阿久根市行政不服審査会条例（平成28年阿久根市条例第6号）第1条に規定する阿久根市行政不服審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関

する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年度1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(阿久根市個人情報保護条例の廃止)

第2条 阿久根市個人情報保護条例(平成15年阿久根市条例第32号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(阿久根市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第6条第2項に規定する受託業務等に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第12条、第26条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル(そ

の全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは，２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第１項第２号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が，その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（阿久根市情報公開条例の一部改正）

第４条 阿久根市情報公開条例（平成１３年阿久根市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２号ウ中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等」を「独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）別表第１に掲げる法人」に改める。

議案第 1 2 号

阿久根市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）が改正され、地方公共団体の個人情報の取扱いについて同法が直接適用されることに伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

阿久根市行政不服審査会条例（平成28年阿久根市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、行政不服審査法、阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年阿久根市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）及び阿久根市個人情報保護法施行条例（令和5年阿久根市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）において使用する用語の例による。

第3条中「、市長の諮問に応じ」を削り、同条第1号中「法」を「行政不服審査法」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 情報公開条例第19条第3項の規定による諮問に係る審査請求に関すること。

第3条に次の4号を加える。

(3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査請求に関すること。

(4) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に係る審査請求に関すること。

(5) 個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に係る事項に関すること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に係る事項に関すること。

第8条第1項中「情報公開条例又は個人情報保護条例の規定に基づく」を「第3条第2号から第4号までに規定する」に、「審査において」を「審査請求に関する調査審議において」に、「諮問した」を「当該諮問をした」に、「実施機関」を「諮問実施機関」に、「公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に係る情報又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る個人情報」が記録されている公文書」を「公文書又は保有個人情報」に改め、同条第2項及び第3項中「実施機関」を「諮問実施機関」に改める。

第9条第2項中「法」を「行政不服審査法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 3 号

阿久根市条例の読点の表記を改める条例の制定について

阿久根市条例の読点の表記を改める条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国の機関において、公用文の作成に係る表記の原則が見直されたことに伴い、本市の条例に用いられている読点の表記を改めるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市条例の読点の表記を改める条例

この条例の施行の際現に公布されている阿久根市条例において読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。



議案第14号

阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

阿久根市長 西平良将

提案理由

当面する市政の諸課題に的確に対応し、施策を迅速かつ積極的に推進するため、副市長の定数を改めることとし、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市副市長定数条例の一部を改正する条例

阿久根市副市長定数条例（平成19年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 15 号

阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げる等のため、関係条例の改正等を行うものである。

(別紙)

阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(阿久根市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市職員の定年等に関する条例(昭和58年阿久根市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項,第22条の5第1項,第28条の2,第28条の5,第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め,同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め,同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め,「ときは」の次に「,同条の規定にかかわらず」を加え,「その」を「当該」に,「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に,「引き続いて」を「,引き続き」に改め,同項に次のただし書を加える。

ただし,第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第

1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。) を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第 3 項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第 1 項の事由が存しなくなった」を「第 1 項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第 5 項中「手続き」を「手続」に改める。

本則に次の 3 章を加える。

### 第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 一般職に属する職員の給与に関する条例(昭和 26 年阿久根

市条例第1号)第5条の3第1項に規定する職員が占める職

(2) 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年阿久根市条例第13号)第3条の2第1項に規定する職員が占める職

(3) 前2号に準ずる職として規則で定める職  
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員

の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長

された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えな



い期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

### (定年に関する経過措置)

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年阿久根市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に改め、「基づき、」の次に「職員の意に反する休職及び降給の事由並びに」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に、「並びに効果」を「及び効果並びに失職の例外」に改める。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（降給の種類等）

第6条 第2条第2項の規定により行う降給は、降格（職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下この項において同じ。）及び降号（職員の号給を同一給料表の下位の職務の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

2 前項の規定により職員に対して降給を行う場合の当該職員の号給は、任命権者が別に定める。

3 職員の降給の手続については、第3条第2項の規定を準用する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（休職及び降給の事由）

第2条 任命権者は、法第28条第2項に定めるほか、職員が規則で定める事由に該当する場合には、当該職員を休職にすることが

できる。

- 2 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該職員を降給することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

- 2 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号。以下次項において「給与条例」という。）附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに一般職に属する職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給とする」とする。

- 3 第6条第3項において準用する第3条第2項の規定は、給与条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（阿久根市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 阿久根市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年阿久根市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「額）」を「額。以下この条において同じ。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1以下に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1

項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している」を「。以下「定年条例」という。）第4条第1項本文の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第10条中「次に」を「第2条第1号から第3号までに」に改め、同条各号を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項中「その」を「当該職員の」に改め、同条第11項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若

しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「応じた額」を「応じた額に勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第4条の2の見出し中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条の4第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第8条第1項本文中「場合は」を「場合には、」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項及び第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第11条の2第2項中「その者の在職期間の次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の在職期間の」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の5第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「勤勉手当の額その者に所属する」を「勤勉手当の額の、」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第11条の2第4項」を「第11条の2第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第15条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第6条」を「第4条第2項から第10項まで、第6条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 阿久根市職員の定年等に関する条例（昭和58年阿久根市条例第31号。以下この項及び次項において「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
  - (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
- 9 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給

する。

- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

（阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和



4 3 年阿久根市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「もの」の次に「及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第 1 7 条の 2 の見出し中「任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員」に改め、同条中「規定は、」の次に「地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項若しくは第 2 2 条の 5 第 1 項又は」を加える。

（阿久根市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 9 条 阿久根市職員の再任用に関する条例（平成 2 7 年阿久根市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（阿久根市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の阿久根市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の阿久根市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（阿久根市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項，令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に，旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項，次条第1項若しくは第2項，附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間，任命権者は，次に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を有する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定より採用された者のうち，令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了した

ことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢

到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる

者を除く。)を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては，附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は，前条第1項の規定によるほか，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間，任命権者は，前条第2項の規定によるほか，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては，附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は，次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は，前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合にお

ける旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者と

する。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（阿久根市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。



(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の阿久根市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第7条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第11項に規定する額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第7条の4第2項及び第8条第1項の規定を適用する。

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の2第3項の規定を適用する。

第18条 新給与条例第11条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年阿久根市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第19条 新給与条例第4条第2項から第10項まで、第6条、第7条、第7条の3、第8条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

議案第16号

阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、職員の高齢者部分休業を導入し、多様な働き方へ対応する環境の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号。以下「給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及びこれに対する給料の特別調整額の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年阿久根市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

3 職員が高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日から当該職員の定年退職日(阿久根市職員の定年等に関する条例(昭和58年阿久根市条例第31号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。)について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する給料の特別調整額の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。  
第17条の2中「及び第13条」を「、第13条及び第14条第3項」に改める。

議案第 17 号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「，6月に支給する場合においては100分の162.5，12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第2条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「，6月に支給する場合においては100分の162.5，12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和4年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては，第1条の規定による改正前の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第18号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。



(別紙)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の162.5」を「, 6月に支給する場合においては100分の162.5, 12月に支給する場合においては100分の167.5」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「, 6月に支給する場合においては100分の162.5, 12月に支給する場合においては100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 19 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院勧告に準じ、職員の給与を改定する等のため、条例の一部を  
改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，地域手当」を削る。

第3条第1項中「及び別表第2」を削り，同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第4条第5項中「（別表第2の給料表の適用を受ける職員にあっては規則で定める年齢）」及び「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を削る。

第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

第11条中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第11条の2第4項中「並びにこれらに対する地域手当の月額」を削り，同条第5項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第11条の5第2項第1号中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削り，「100分の95」を「，6月に支給する場合においては100分の95，12月に支給する場合には100分の105」に改め，同項第2号中「100分の45」を「，6月に支給する場合においては100分の45，12月に支給する場合には100分の50」に改め，同条第3項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削る。

第14条第2項から第4項までの規定中「，地域手当」を削る。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			

	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第 2 を削る。

別表第 3 のア中「ア 一般行政職給料表級別基準職務表」を削り、同表のイを削り、同表を別表第 2 とする。

第 2 条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第11条の5第2項第1号中「，6月に支給する場合においては100分の95，12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の100」に改め，同項第2号中「，6月に支給する場合においては100分の45，12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の47.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の5及び別表第1の規定は，令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 前条第2項の場合においては，第1条の規定による改正前の一般職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年阿久根市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号を第3号とし，第5号を第4号とする。

第4条を削り，第5条を第4条とし，第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

(阿久根市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 阿久根市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当，」を削る。



議案第 20 号

阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

企業版ふるさと納税を活用して実施する事業に必要な財源を積み立てるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根まち・ひと・しごと創生推進基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に必要な経費に充てるため、阿久根市まち・ひと・しごと創生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するため、市長が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金の保管先である金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生したと

きは，当該金融機関が保有する市債の償還財源として基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

学校施設の使用料について、後納できることとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

阿久根市立学校施設使用条例（昭和33年阿久根市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし，教育委員会が必要と認めるときは，後納することができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 2 2 号

阿久根市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市民交流センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書保存方式に変更されることに伴い、使用料の額の表示を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市民交流センター条例の一部を改正する条例

阿久根市民交流センター条例（平成30年阿久根市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「9,000円」を「9,900円」に、「11,000円」を「12,100円」に、「13,000円」を「14,300円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「24,000円」を「26,400円」に、「33,000円」を「36,300円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「12,000円」を「13,200円」に、「15,000円」を「16,500円」に、「22,000円」を「24,200円」に、「27,000円」を「29,700円」に、「37,000円」を「40,700円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「3,600円」を「3,960円」に、「4,300円」を「4,730円」に、「6,600円」を「7,260円」に、「7,900円」を「8,690円」に、「10,900円」を「11,990円」に、「1,500円」を「1,650円」に、「1,800円」を「1,980円」に、「2,150円」を「2,360円」に、「3,300円」を「3,630円」に、「3,950円」を「4,340円」に、「5,450円」を「5,990円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「700円」を「770円」に、「500円」を「550円」に、「250円」を「270円」に、「200円」を「220円」に、「100円」を「110円」に、「2,500円」を「2,750円」に改め、同表備考9を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市民交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

阿久根市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市地域福祉基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

基金の設置目的を達成するため必要な場合に基金を処分することができることとするため、条例の一部を改正しようとするものである。



(別紙)

## 阿久根市地域福祉基金条例の一部を改正する条例

阿久根市地域福祉基金条例（平成3年阿久根市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「処理する」を「，この基金に編入するものとする」に改める。

第6条中「市長は」の次に「，前項の規定にかかわらず」を加え，同条を同条第2項とし，同項の前に次の1項を加える。

基金は，第1条に規定する基金の設置目的を達成するため，市長が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 2 4 号

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）が改正されたことに伴い、関係事業の運営等の基準を改める等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿久根市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成

事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿久根市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければ

ならない。

3 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第10条中「設置するときは」の次に「，その行う保育に支障がない場合に限り」を加え，ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，第2条中阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は，公布の日から施行する。

(阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については，同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）が改正されたことに伴い，出産育児一時金を引き上げるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市国民健康保険条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第 26 号

阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書保存方式に変更されることに伴い、道路占用料の端数処理を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。



(別紙)

阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

阿久根市道路占用料徴収条例（平成3年阿久根市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 27 号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表7の項戸数の欄中「4」を「3」に改め、同表30の項戸数の欄中「3」を「2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 28 号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

番所丘公園のスケートボード場の供用を開始するとともに、消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書保存方式に変更されることに伴い、使用料の端数処理を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1阿久根総合運動公園の項中「（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合は、その日の翌日）」を削り、同表番所丘公園の項中「ゴーカート場」を「ゴーカート」に、「電気自動車場」を「電気自動車」に改め、「ローラースケート場」の次に「，スケートボード場」を加え、「その日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たる場合は、その日の翌日）。ただし、7月20日から8月31日までは、除く。」を「7月20日から8月31日までを除く。）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日又は休場日とする。

別表第2の(2)の備考5中「10円未満」を「1円未満」に改め、同表の(3)の備考を次のように改める。

備考 (2)の表の備考（3を除く。）の規定は、この表に準用する。

別表第2の(4)のエの備考4中「10円未満」を「1円未満」に改め、同表の(4)のクを次のように改める。

### ク 番所丘公園施設使用料

施設名	使用区分	使用単位	料金（円）
ゴーカート	1人乗り	1回につき	220
	2人乗り		310
電気自動車	1台	1回につき	100
ローラースケート場	小学生以下	1人1時間につき	110
	中・高校生		310
	大人		520

スケートボード場	小学生以下	1人1時間につき	150
	中・高校生		350
	大人		550
パターゴルフ場	高校生以下	1人1ラウンドにつき	160
	大人		260
グラウンドゴルフ場	高校生以下	1人2時間につき	50
	大人(個人)		110
	大人(15人以上)		80

備考1 使用区分の大人は、高校生を除く18歳以上の者とする。

2 ローラースケート場及びスケートボード場の使用時間に1時間に満たない端数があるときは、当該端数は1時間とする。

3 パターゴルフ場は、9ホールを連続して使用する場合を1ラウンドとし、9ホールに満たない端数があるときは、当該端数は1ラウンドとする。

4 グラウンドゴルフ場の使用時間に2時間に満たない端数があるときは、当該端数を2時間とし、この表により算出した料金が1万円を超えるときは、当該料金は1万円とする。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2(4)のクを除く。)の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の阿久根市都市公園条例の別表第2(4)のクを除く。)の規定は、令和5年10月1日以後の都市公園の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 29 号

阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消費税の仕入税額控除の方式が適格請求書保存方式に変更されることに伴い、水道料金等の端数処理を改める等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市給水条例の一部を改正する条例

阿久根市給水条例（昭和40年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条中「10円未満」を「1円未満」に改める。

第36条第1項中「納入通知書の発行により，毎月」を「納入通知書又は口座振替により，算定した日の属する月の翌月に」に改め，同条第2項中「水道料金」を「料金」に改め，同条第3項中「月の中途」を「前2項の規定にかかわらず，月の中途」に，「使用を休止し，又は廃止した」を「使用が休止又は廃止された」に，「届出」を「当該休止又は廃止の届出」に，「徴収する」を「徴収することができる」に改める。

第36条の2第1項中「10円未満」を「1円未満」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第28条及び第36条の2第1項の改正規定は，令和5年9月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市給水条例第28条及び第36条の2第1項の規定は，令和5年9月1日以後の算定又は工事の申込み（以下「算定等」という。）に係る水道料金及び給水負担金（以下「料金等」という。）について適用し，同日前の算定等に係る料金等については，なお従前の例による。



